



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則（文化振興課） 1
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農政経済課） 1

告 示

- 沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示（県民生活課） 16
- 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ... 16
- 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ... 16
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課） 16
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ... 16

訓 令

- 県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 16
- 沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 17
- 県民相談コーナー嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課） 17
- 貸金業苦情相談員設置規程を廃止する訓令（県民生活課） 18
- 貸金業等調査員設置規程を廃止する訓令（県民生活課） 19
- 赤土等監視員設置規程を廃止する訓令（環境保全課） 19
- 沖縄県米穀等流通事務嘱託員設置規程（流通政策課） 19

規 則

沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第33号

沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則

沖縄県立芸術大学大学院学則（平成5年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「又は講師」を「、講師又は助教」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第34号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成16年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）の施行に関し、農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号。以下「政令」という。）、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「規則」という。）及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号。以下「信用事業命令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1号中「及び県の区域の一部を地区とする農業協同組合連合会」を削り、同条第4号中「農事組合法人で、」を削り、「もの」を「農事組合法人」に改める。

第3条から第7条までを削る。

第8条中「第10条第26項」を「第10条第18項」に、「第8号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第3条とする。

第9条第1項中「第9号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「第10号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項中「第11号様式」を「第4号様式」に改め、同条第4項中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号。以下「信用事業命令」という。）」を「信用事業命令」に、「第12号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第4条とする。

第10条中「第11条の3第1項ただし書」を「第11条の4第1項ただし書」に、「第13号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第5条とする。

第11条中「第11条の3の2ただし書」を「第11条の5ただし書」に、「第14号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第6条とする。

第12条第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に、「第15号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項中「第11条の4第3項」を「第11条の7第3項」に、「第16号様式」を「第9号様式」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

3 法第11条の7第4項の規定による届出をしようとする組合は、遅滞なく、共済規程変更届出書（第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出の理由書
- (2) 変更した事項を示す書類
- (3) 共済規程の変更についての議決を行った総会等の議事録の謄本又は抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

第13条第1項中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に、「第17号様式」を「第11号様式」に改め、同条第2項中「第11条の8第3項」を「第11条の23第3項」に、「第18号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第8条とする。

第14条を削る。

第15条第1項中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に、「第23号様式」を「第13号様式」に改め、同条第2項中「第11条の14第3項」を「第11条の29第3項」に、「第24号様式」を「第14号様式」に改め、同条を第9条とする。

第16条第1項中「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に、「第25号様式」を「第15号様式」に改め、同条第2項中「第11条の15の3第3項」を「第11条の32第3項」に、「第26号様式」を「第16号様式」に改め、同条を第10条とする。

第17条を削る。

第18条中「第11条の17第2項ただし書」を「第11条の46第2項ただし書」に、「第29号様式」を「第17号様式」に改め、同条第2号及び第3号中「第11条の17第1項」を「第11条の46第1項」に改め、同条を第11条とする。

第19条を削る。

第20条中「第39条第2項において準用する商法（明治32年法律第48号）第274条」を「第35条の5」に、「第31号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第12条とする。

第21条第1項中「第32号様式」を「第19号様式」に改め、同条第2項中「第33号様式」を「第20号様式」に改め、同条を第13条とする。

第22条中「第34号様式」を「第21号様式」に改め、同条第3号中「第39条第1項において準用する商法第267条第1項」を「第40条の2において読み替えて準用する会社法（平成17年法律第86号）第847条第1項」

に改め、同条第4号中「第39条第2項において準用する商法第272条」を「第35条の4第1項において読み替えて準用する会社法第360条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第23条第1項中「第35号様式」を「第22号様式」に改め、同条を第15条とする。

第24条中「第36号様式」を「第23号様式」に改め、同条を第16条とする。

第25条第1項中「第37号様式」を「第24号様式」に改め、同条第2項中「第38号様式」を「第25号様式」に改め、同条を第17条とする。

第26条第1項中「第39号様式」を「第26号様式」に改め、同条第2項中「第40号様式」を「第27号様式」に改め、同条を第18条とする。

第27条第1項中「第41号様式」を「第28号様式」に改め、同項第4号中「第50条の2第6項」を「第50条の2第4項」に改め、同項第5号中「第50条の2第6項において」を「第50条の2第4項において読み替えて」に改め、同項第6号中「第50条の2第6項」を「第50条の2第4項」に改め、同条第2項中「第42号様式」を「第29号様式」に改め、同条を第19条とする。

第28条中「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に、「第43号様式」を「第30号様式」に改め、同条第5号中「第50条の3第4項」を「第50条の4第4項」に改め、同条第6号中「第50条の3第4項において」を「第50条の4第4項において読み替えて」に改め、同条第7号中「第50条の3第4項」を「第50条の4第4項」に改め、同条を第20条とする。

第29条第1項中「第44号様式」を「第31号様式」に改め、同条第2項中「信用事業命令第53条第4項」を「規則第202条第7項」に、「第45号様式」を「第32号様式」に改め、同条を第21条とする。

第30条を削る。

第31条第1項中「第48号様式」を「第33号様式」に改め、同条を第22条とする。

第32条中「法第61条第5項、法第64条第3項、法第65条第3項及び法第70条第2項」を「第61条第5項、第64条第3項、第65条第3項及び第70条第2項」に、「第49号様式」を「第34号様式」に改め、同条を第23条とする。

第33条第1項中「第50号様式」を「第35号様式」に改め、同条第2項中「組合は、法第64条第4項の規定により組合員が15人未満になったときは」を「法第64条第4項に規定する組合員が15人未満になった組合又は同条第6項に規定する会員である組合が1人になった県の区域の一部を地区とする連合会は」に、「第51号様式」を「第36号様式」に改め、同項第2号中「県の区域の一部を地区とする農業協同組合連合会の解散に関するものにあつては、会員である組合が2人未満」を「会員である組合が1人」に改め、同条を第24条とする。

第34条中「第52号様式」を「第37号様式」に改め、同条を第25条とする。

第35条中「第53号様式」を「第38号様式」に改め、同条を第26条とする。

第36条及び第37条を削る。

第38条第1項中「特定組合承認申請書（第56号様式）」を「特定農業協同組合承認申請書（第39号様式）」に改め、同項第3号中「農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条第2項中「特定組合余裕金運用限度額超過承認申請書（第57号様式）」を「特定農業協同組合余裕金運用限度額超過承認申請書（第40号様式）」に改め、同条を第27条とする。

第39条中「第58条第3項第14号又は第15号」を「第58条第1項第13号又は第14号」に、「第58号様式」を「第41号様式」に改め、同条を第28条とする。

第40条を削る。

第41条中「第60号様式」を「第42号様式」に改め、同条第2号中「第61号様式」を「第43号様式」に改め、同条を第29条とする。

第42条中「第62号様式」を「第44号様式」に改め、同条を第30条とする。

第43条中「第63号様式」を「第45号様式」に改め、同条を第31条とする。

第44条中「第64号様式」を「第46号様式」に改め、同条第4号中「第61号様式」を「第43号様式」に改め、同条を第32条とする。

第45条中「第65号様式」を「第47号様式」に改め、同条を第33条とする。

第46条中「第66号様式」を「第48号様式」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条を第34条とし、同条の次に次の4条を加える。

(検査の請求)

第35条 法第94条第1項の規定による組合又は中央会の業務又は会計の状況の検査を請求しようとする者は、検査請求書(第49号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 請求の理由書
- (2) 請求日現在の組合員又は会員の総数並びに請求に同意した組合員又は会員の住所及び氏名を記載した書類

(総会の議決等の取消請求)

第36条 法第96条第1項(法第48条第7項において準用する場合を含む。)の規定による請求をしようとする者は、総会議決等取消請求書(第50号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 請求の理由書
- (2) 請求日現在の組合員又は会員の総数並びに請求に同意した組合員又は会員の住所及び氏名を記載した書類

(子会社対象会社の子会社化の届出等)

第37条 法第97条の2第3号の規定による届出をしようとする組合は、子会社対象会社子会社化届出書(第51号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 当該届出に係る子会社対象会社(以下この条において「当該会社」という。)を子会社とする理由書
- (2) 組合に関する次に掲げる書類
 - ア 最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - イ 当該届出後における収支の見込みを記載した書類
- (3) 当該届出後における組合及び当該会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- (4) 当該会社に関する次に掲げる書類
 - ア 名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類
 - イ 業務の内容を記載した書類
 - ウ 最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - エ 役員の役職名及び氏名を記載した書類
- (5) 当該会社を子会社化することにより、組合又は当該会社が法第11条の17第1項に規定する信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 法第97条の2第4号又は第5号の規定による届出をしようとする組合は、子会社変更届出書(第52号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出の理由書
 - (2) 当該変更に係る議事を行った理事会等の議事録の謄本又は抄本
- (その他届出)

第38条 法第97条の2第12号の規定による信用事業命令第58条第1項第1号から第12号までの規定に掲げる場合の届出を行う組合は、子会社(基準議決権数超過保有会社、特殊関係者)届出書(第53号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出の理由書
- (2) 当該届出に係る子会社、基準議決権数超過保有会社又は特殊関係者に関する事項を記載した書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 法第97条の2第12号の規定による規則第231条第1項第19号に掲げる場合の業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、当該書類の縦覧を開始した旨の届出を行う組合は、業務及び財産状況説明書類縦覧開始届出書(第54号様式)に、当該書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 規則第206条第2項の規定による承認を受けようとする組合は、縦覧開始延期承認申請書(第55号様式)に、理由書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第47条第1項ただし書中「宮古支庁又は八重山支庁の管轄区域」を「沖縄県宮古農林水産振興センター又は沖縄県八重山農林水産振興センターの所管区域」に改め、同条第2項を削り、同条を第39条とする。

第48条を第40条とする。

第1号様式から第7号様式までを削る。

第8号様式中「第8条関係」を「第3条関係」に、「員外利用割合の限度の特例の指定を受けたいので、農業協同組合法第10条第26項の規定により」を「農業協同組合法第10条第18項の規定により、員外利用割合の限度の特例の指定を受けたいので」に改め、同様式を第1号様式とする。

第9号様式中「第9条関係」を「第4条関係」に、「信用事業規程の設定の承認を受けたいので、農業協同組合法第11条第1項の規定により」を「農業協同組合法第11条第1項の規定により、信用事業規程の設定の承認を受けたいので」に改め、同様式を第2号様式とする。

第10号様式中「第9条関係」を「第4条関係」に、「信用事業規程の変更（廃止）の承認を受けたいので、農業協同組合法第11条第3項の規定により」を「農業協同組合法第11条第3項の規定により、信用事業規程の変更（廃止）の承認を受けたいので」に改め、同様式を第3号様式とする。

第11号様式中「第9条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を第4号様式とする。

第12号様式中「第9条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を第5号様式とする。

第13号様式中「第10条関係」を「第5条関係」に、「信用供与等（合算信用供与等）限度額の超過について、農業協同組合法第11条の3第1項ただし書（第11条の3第2項後段において準用する同条第1項ただし書）の規定により」を「本組合は、農業協同組合法第11条の4第1項ただし書（第11条の4第2項後段において準用する同条第1項ただし書）の規定により、信用供与等（合算信用供与等）限度額の超過について」に改め、同様式を第6号様式とする。

第14号様式中「第11条関係」を「第6条関係」に、「特定関係者（特定関係者に係る利用者）との間の取引等について農業協同組合法第11条の3の2ただし書の規定により」を「本組合は、農業協同組合法第11条の5ただし書の規定により、特定関係者（特定関係者に係る利用者）との間の取引等について」に改め、同様式を第7号様式とする。

第15号様式中「第12条関係」を「第7条関係」に、「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に改め、同様式を第8号様式とする。

第16号様式中「第12条関係」を「第7条関係」に、「共済規程の変更（廃止）について承認を受けたいので、農業協同組合法第11条の4第3項の規定により」を「農業協同組合法第11条の7第3項の規定により、共済規程の変更（廃止）について承認を受けたいので」に改め、同様式を第9号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第10号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

共済規程変更届出書

本組合は、共済規程の変更を行いましたので、農業協同組合法第11条の7第4項の規定により届け出ます。

（添付書類）

- 1 届出の理由書
- 2 変更した事項を示す書類
- 3 共済規程の変更についての議決を行った総会等の議事録の謄本又は抄本

第17号様式中「第13条関係」を「第8条関係」に、「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に改め、同様式を第11号様式とする。

第18号様式中「第13条関係」を「第8条関係」に、「第11条の8第3項」を「第11条の23第3項」に改

め、同様式を第12号様式とする。

第19号様式から第22号様式までを削る。

第23号様式中「第15条関係」を「第9条関係」に、「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に改め、同様式を第13号様式とする。

第24号様式中「第15条関係」を「第9条関係」に、「第11条の14第3項」を「第11条の29第3項」に改め、同様式を第14号様式とする。

第25号様式中「第16条関係」を「第10条関係」に、「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に改め、同様式を第15号様式とする。

第26号様式中「第16条関係」を「第10条関係」に、「第11条の15の3第3項」を「第11条の32第3項」に改め、同様式を第16号様式とする。

第27号様式及び第28号様式を削る。

第29号様式中「第18条関係」を「第11条関係」に、「第11条の17第2項ただし書」を「第11条の46第2項ただし書」に、「信用事業会社」を「特定事業会社」に、「第11条の17第1項」を「第11条の46第1項」に改め、同様式を第17号様式とする。

第30号様式を削る。

第31号様式中「第20条関係」を「第12条関係」に、「第39条第2項において準用する商法第274条」を「第35条の5」に改め、同様式を第18号様式とする。

第32号様式中「第21条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第19号様式とする。

第33号様式中「第21条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を第20号様式とする。

第34号様式中「第22条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を第21号様式とする。

第35号様式中「第23条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を第22号様式とする。

第36号様式中「第24条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を第23号様式とする。

第37号様式中「第25条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を第24号様式とする。

第38号様式中「第25条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を第25号様式とする。

第39号様式中「第26条関係」を「第18条関係」に、「本組合の定款を変更したいので、農業協同組合法第44条第2項の規定により」を「本組合は、農業協同組合法第44条第2項の規定により、定款の変更について認可を受けたいので」に改め、同様式を第26号様式とする。

第40号様式中「第26条関係」を「第18条関係」に、「第7条」を「第175条」に改め、同様式を第27号様式とする。

第41号様式中「第27条関係」を「第19条関係」に、「信用事業の譲渡（譲受け）を行いたいので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により」を「農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、信用事業の譲渡（譲受け）について承認を受けたいので」に、「第50条の2第6項において準用する同法第49条第1項」を「第50条の2第4項において準用する同法第49条第1項」に、「第50条の2第6項において準用する同法第49条第2項」を「第50条の2第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項」に、「第50条の2第6項において準用する同法第50条第2項」を「第50条の2第4項において準用する同法第50条第2項」に改め、同様式を第28号様式とする。

第42号様式中「第27条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を第29号様式とする。

第43号様式中「第28条関係」を「第20条関係」に、「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に、「第50条の3第4項において準用する同法第49条第1項」を「第50条の4第4項において準用する同法第49条第1項」に、「第50条の3第4項において準用する同法第49条第2項」を「第50条の4第4項において読み替えて準用する同法第49条第2項」に、「第50条の3第4項において準用する同法第50条第2項」を「第50条の4第4項において準用する同法第50条第2項」に改め、同様式を第30号様式とする。

第44号様式中「第29条関係」を「第21条関係」に、「規定による」を「規定により、」に改め、同様式を第31号様式とする。

第45号様式中「第29条関係」を「第21条関係」に、「業務報告書の提出の延期について、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第53条第4項の規定により」を「本組合は、農業協同組合法施行規則第202条第7項の規定により、業務報告書の提出の延期について」に改め、同様式を第32号様式とする。

第46号様式及び第47号様式を削る。

第48号様式中「第31条関係」を「第22条関係」に、「農業協同組合（農業協同組合連合会）の設立について認可を受けたいので、農業協同組合法第59条第1項の規定により」を「農業協同組合法第59条第1項の規定により、農業協同組合（農業協同組合連合会）の設立について認可を受けたいので」に改め、同様式を第33号様式とする。

第49号様式中「第32条関係」を「第23条関係」に改め、同様式を第34号様式とする。

第50号様式中「第33条関係」を「第24条関係」に、「本組合を解散したいので、農業協同組合法第64条第2項の規定により」を「本組合は、農業協同組合法第64条第2項の規定により、解散について認可を受けたいので」に改め、同様式を第35号様式とする。

第51号様式中「第33条関係」を「第24条関係」に、「解散しました」を「解散しました」に改め、同様式を第36号様式とする。

第52号様式（その1）中「第34条関係」を「第25条関係」に、「合併の認可を受けたいので、農業協同組合法第65条第2項の規定により」を「合併について農業協同組合法第65条第2項の規定による認可を受けたいので」に改め、同様式を第37号様式（その1）とする。

第52号様式（その2）中「第34条関係」を「第25条関係」に、「合併の認可を受けたいので、農業協同組合法第65条第2項の規定により」を「合併について農業協同組合法第65条第2項の規定による認可を受けたいので」に改め、同様式を第37号様式（その2）とする。

第53号様式中「第35条関係」を「第26条関係」に、「農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可を受けたいので、農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第2項の規定により」を「農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第2項の規定により、農業協同組合連合会の権利義務の承継について認可を受けたいので」に改め、同様式を第38号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第39号様式（第27条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

特定農業協同組合承認申請書

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条の規定に基づき、特定農業協同組合の承認を受けたく、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 余裕金の運用先拡大の必要性
- 2 今後の余裕金運用の基本的考え方
- 3 信用農業協同組合連合会（又は農林中央金庫）との調整の経過
- 4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額

（ 年 月 1日から 年 月末までの平均残高）

（参考）過去5年間の貯金等の推移

（単位：百万円）

区 分	年 度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末

貯金額					
定期積金額					
計					

(記載上の注意) ① 事業年度の平均残高により記入する。
 ② 5年以内に合併している場合は、合併以後とする。
 (以下同じ)

(2) 財務内容等

ア 単体自己資本の比率 (年度末)

(単位：百万円)

項目	当期末	前期末	項目	当期末	前期末
出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち後配出資金					
回転出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
再評価積立金					
資本準備金			期限付劣後債務及びこれに準ずるもの		
利益準備金					
〇〇積立金					
次期繰越剰余金 (又は次期繰越損失金)			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
処分未済持分	(△)	(△)			
その他有価証券の評価差損	△	△			
営業権相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0ストリップス		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△			
基本的項目 (A)					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額			控除項目不算入額	△	△
			控除項目 計 (D)		
			自己資本額 (C-D) (E)		
一般貸倒引当金			資産 (オン・バランス) 項目		
			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リ		

負債性資本調達手段			スク相当額を8%で除して得た額		
期限付劣後債務					
補完的項目不算入額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
補完的項目(B)			Tier 1比率(A/F)	%	%
自己資本総額(A+B)(C)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 法第11条の2第1項第1号に規定する組合がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために主務大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り記載すること。
- 3 優先出資の受入れがある組合は、「うち後配出資金」欄の次に「うち非累積的永久優先出資金」欄を、「出資金」欄の次に「優先出資申込証拠金」欄を、「処分未済持分」欄の次に「自己優先出資申込証拠金」欄及び「自己優先出資」欄を設け、「自己優先出資」欄に対する「当期末」及び「前期末」の項に「△」を付し、「期限付劣後債務」欄を「期限付劣後債務及び期限付優先出資」欄に、「期限付劣後債務及びこれに準ずるもの」欄を「期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの」欄に改めること。
- 4 平成19年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

(参考) 過去5か年の単体自己資本比率の推移

(単位: %)

区 分 \ 年 度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率					

ア-2 連結自己資本の比率 (年度末)

(単位: 百万円)

項 目	当期末	前期末	項 目	当期末	前期末
出資金			他の金融機関の調達手段の意図的な保有相当額		
うち後配出資金					
回転出資金			負債性資本調達手段等及びこれに準ずるもの		
資本剰余金					
利益剰余金			期限付劣後債務及びこれに準ずるもの		
処分未済持分	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を行う関連法人等の資本調達手段		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権					
連結子法人等の少数株主					

持分					
営業権相当額	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
連結調整勘定相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
基本的項目(A)					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額			控除項目不算入額	△	△
一般貸倒引当金			控除項目 計(D)		
			自己資本額(C-D)(E)		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			資産(オン・バランス)項目		
期限付劣後債務			オフ・バランス取引項目		
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目(B)			リスク・アセット等計(F)		
			Tier 1比率(A/F)		%
自己資本総額(A+B) (C)			自己資本比率(E/F)		%

(記載上の注意)

- この表には、法第11条の2第1項第2号に規定する組合及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために主務大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り記載すること。
- 優先出資の受入れがある組合は、「うち後配出資金」欄の次に「うち非累積的永久優先出資金」欄を、「出資金」欄の次に「優先出資申込証拠金」欄を、「処分未済持分」欄の次に「自己優先出資申込証拠金」欄及び「自己優先出資」欄を設け、「自己優先出資」欄に対する「当期末」及び「前期末」の項に「△」を付し、「期限付劣後債務」欄を「期限付劣後債務及び期限付優先出資」欄に、「期限付劣

後債務及びこれに準ずるもの」欄を「期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの」欄に改めること。

4 平成19年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

(参考) 過去5か年の連結自己資本比率の推移

(単位： %)

区 分 \ 年 度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率					

(記載上の注意) 平成10年度末以降について記入すること。

イ 剰余金又は損失金 (年度)

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処分損失金 (a+b)		

(記載上の注意) 損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

(ア) 財務内容 (特定農協告示(※)第2条第2号ハに定める合計額の状況等)

※農業協同組合法施行令第3条の4並びに第3条の5第1項及び第3項第2号から第4号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件 (平成13年12月28日金融庁・農林水産省告示第19号。以下、別紙様式5-4の2においても「特定農協告示」という。)

(イ) 事業運営 (違法・不正事案及び紛争事案の状況等)

(3) 事業執行体制

ア 常勤理事及び参事の状況

役職名	氏 名	専門担当職務	勤務の状況	備 考

(記載上の注意) ① 組合長を除く常勤理事及び参事について記載すること。

② 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。

③ 「勤務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を記載する。

イ 運用担当部署の設置及び運用担当職員の状況

担当部	担当課 (室)	業務区分	職員数	備 考

				うち担当職員数	

(記載上の注意) ① 職務権限規程により記入する。

② 運用担当職員は、余裕金の有価証券等への運用に関し知識と経験を有する職員とする。

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 余裕金運用に係る業務の職務権限

項 目	職務分掌	権 限 者				
		組合長	常勤理事	参 事	部 長	課 長

(記載上の注意) 職務権限規程により記入する。

(イ) 内部監査体制の概要

① 内部監査担当部署

区 分	担当部署	職 員 数	備 考
内 部 監 査			

(記載上の注意) 監事が常勤あるいは学経の場合は「内部監査」の「備考欄」にその旨を記載する。

② 内部監査の実施状況

添付書類

- 1 貯金及び定期積金の合計額の直近2年間の月別平均残高
- 2 貸借対照表、損益計算書等財務諸表（連結財務諸表を含む。）
- 3 組織図
- 4 職務権限規程
- 5 余裕金運用規程
- 6 内部監査規程
- 7 承認申請に係る議決を行った理事会議事録
- 8 その他参考となる資料

第54号様式から第56号様式までを削る。

第57号様式中「第38条関係」を「第27条関係」に、「特定組合余裕金運用限度額超過承認申請書」を「特定農業協同組合余裕金運用限度額超過承認申請書」に、「余裕金運用の限度額を超えて余裕金の運用を行いたいので、農業協同組合法施行令第3条の5第5項ただし書の規定により」を「農業協同組合法施行令第3条の5第5項ただし書の規定により、余裕金運用の限度額を超えて余裕金の運用を行いたいので」に改め、

同様式を第40号様式とする。

第58号様式中「第39条関係」を「第28条関係」に、「第58条第3項第14号（第58条第3項第15号）」を「第58条第1項第13号（第58条第1項第14号）」に改め、同様式を第41号様式とする。

第59号様式を削る。

第60号様式中「第41条関係」を「第29条関係」に、「第61号様式」を「第43号様式」に改め、同様式を第42号様式とする。

第61号様式中「第41条、第44条関係」を「第29条、第32条関係」に改め、同様式を第43号様式とする。

第62号様式中「第42条関係」を「第30条関係」に改め、同様式を第44号様式とする。

第63号様式中「第43条関係」を「第31条関係」に改め、同様式を第45号様式とする。

第64号様式中「第44条関係」を「第32条関係」に、「第61号様式」を「第43号様式」に改め、同様式を第46号様式とする。

第65号様式中「第45条関係」を「第33条関係」に改め、同様式を第47号様式とする。

第66号様式中「第46条関係」を「第34条関係」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式を第48号様式とし、同様式の次に次の7様式を加える。

第49号様式（第35条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

検査請求書

農業協同組合法第94条第1項の規定により、組合（中央会）の業務（会計）の状況について検査を行うよう、請求します。

（添付書類）

- 1 請求の理由書
- 2 請求日現在の組合員又は会員の総数並びに請求に同意した組合員又は会員の住所及び氏名を記載した書類

第50号様式（第36条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

総会議決等取消請求書

農業協同組合法第96条第1項の規定により、総会の議決（選挙、当選決定）の取消しを請求します。

（添付書類）

- 1 請求の理由書
- 2 請求日現在の組合員又は会員の総数並びに請求に同意した組合員又は会員の住所及び氏名を記載した書類

第51号様式（第37条関係）

第 年 月 日 号

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

子会社対象会社子会社化届出書

本組合は、農業協同組合法第97条の2第3号の規定により、同法第11条の45第1項に規定する子会社対象会社を子会社としますので、届け出ます。

(添付書類)

- 1 届出に係る子会社対象会社を子会社とする理由書
- 2 組合に関する次に掲げる書類
 - (1) 最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (2) 届出後における収支の見込みを記載した書類
- 3 届出後における組合及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 4 届出に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類
 - (1) 名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類
 - (2) 業務の内容を記載した書類
 - (3) 最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (4) 役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 5 届出に係る子会社対象会社を子会社化することにより、組合又はその会社が農業協同組合法第11条の46第1項に規定する信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

第52号様式 (第37条関係)

第 年 月 日 号

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

子会社変更届出書

本組合の子会社に変更がありましたので、農業協同組合法第97条の2第4号(第97条の2第5号)の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 届出の理由書
- 2 当該変更に係る議事を行った理事会等の議事録の謄本又は抄本

第53号様式 (第38条関係)

第 年 月 日 号

沖縄県知事殿

所在地
名称

代表者職氏名 印

子会社（基準議決権数超過保有会社、特殊関係者）届出書

本組合は、農業協同組合法第97条の2第12号の規定により、下記の事項について届け出ます。

記

届出の理由

（添付書類）

当該届出に係る子会社、基準議決権数超過保有会社又は特殊関係者に関する事項を記載した書類

注 届け出の理由は、詳細に記入すること。

第54号様式（第38条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

業務及び財産状況説明書類縦覧開始届出書

本組合は、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、縦覧を開始しましたので、届け出ます。

（添付書類）

農業協同組合法施行規則第204条に定める事項を記載した説明書類

注 農業協同組合法第54条の2第2項に定める子会社等を有する場合には、上記の書類に併せて、組合と当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した説明書類も添付すること。

第55号様式（第38条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事殿

所在地
名称
代表者職氏名 印

縦覧開始延期承認申請書

本組合は、農業協同組合法施行規則第206条第2項の規定により、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧について延期の承認を受けたいので、申請します。

（添付書類）

縦覧開始延期の理由書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第220号

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程（昭和50年沖縄県告示第332号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「生活福祉部」を「環境生活部」に改める。

附 則

この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。

沖縄県告示第221号

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成23年 4月 1日から施行する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1表備考2中「沖縄県文化環境部環境保全課」を「沖縄県環境生活部環境保全課」に改める。

沖縄県告示第222号

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成23年 4月 1日から施行する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1表備考2中「沖縄県文化環境部環境保全課」を「沖縄県環境生活部環境保全課」に改める。

沖縄県告示第223号

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成23年 4月 1日から施行する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

備考3中「沖縄県文化環境部環境保全課」を「沖縄県環境生活部環境保全課」に改める。

沖縄県告示第224号

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）を次のように改正し、平成23年 4月 1日から施行する。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1表備考2中「沖縄県文化環境部環境保全課」を「沖縄県環境生活部環境保全課」に改める。

訓 令

沖縄県訓令第55号

知 事 部 局

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令

県政運営会議設置規程（昭和59年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「7人」を「8人」に改め、同条第3項中「文化生活統括監」を「環境企画統括監」に改め、「産業振興統括監」の次に「観光政策統括監」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第56号

沖縄県企業局訓令第1号

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県警察本部訓令第3号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁 部
警 察 本 部

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 企 業 局 長 宮 城 嗣 三
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 金 武 正 八 郎
沖 縄 県 警 察 本 部 長 村 田 隆

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県振興推進委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第59号・沖縄県企業局訓令第5号・沖縄県病院事業局訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第19号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「文化環境部長」を「環境生活部長」に、「観光商工部長」を「^{「商工労働部長}文化観光スポーツ部長」に改める。

別表第2中「文化生活統括監」を「環境企画統括監」に、「産業振興統括監」を「^{「産業振興統括監}観光政策統括監」に、「企業局次長」を「企業企画統括監」に、「病院事業局次長」を「病院事業統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第57号

知 事 部 局

県民相談コーナー嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

県民相談コーナー嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

県民相談コーナー嘱託員設置規程（平成12年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県民相談業務等嘱託員設置規程

第1条中「県民相談コーナー嘱託員」を「環境生活部県民生活課に県民相談業務等嘱託員」に改める。

第2条中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に改める。

第3条第1項中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に、「一般県民相談員」を「総合案内員」に、「専門県民相談員」を「県民相談員」に改め、同条第2項中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に、「文化環境部県民生活課長」を「環境生活部県民生活課長」に改め、同項の

表中 「一般県民相談員」 を 「総合案内員」 に、「相談、要望、苦情、照会（以下「相談業務」という。）」を「電話による問い合わせ」に、「、県民生活課長」を「県民生活課長」に、「専門県民相談員」を「県民相談員」に、「相談業務に関する」を「県民からの相談、要望、苦情及び照会に関する」に、「相談業務に関し、一般県民相談員」を「総合案内員」に改める。

第4条の見出し中「委嘱」の次に「及び委嘱期間」を加え、同条第1項及び第2項中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に改め、同条第3項中「更新する」の次に「必要がある」を加え、「文化環境部県民生活課長」を「環境生活部環境政策課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政改革推進課長」に改める。

第5条中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に改める。
第6条第1項中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に、「文化環境部県民生活課」を「環境生活部県民生活課」に、「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に改め、同条第3項中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に、「適用を受ける一般職の職員」を「規定の適用を受ける職員の勤務時間」に改める。

第7条を次のように改める。

(服務)

第7条 県民相談業務等嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 県民相談業務等嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 県民相談業務等嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 県民相談業務等嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条中「県民相談コーナー嘱託員」を「県民相談業務等嘱託員」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「職務の執行」を「職務」に改める。

第9条を次のように改める。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、県民相談業務等嘱託員に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第58号

知 事 部 局

貸金業苦情相談員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

貸金業苦情相談員設置規程を廃止する訓令

貸金業苦情相談員設置規程（昭和59年沖縄県訓令第32号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第59号

文化環境部

貸金業等調査員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

貸金業等調査員設置規程を廃止する訓令

貸金業等調査員設置規程（平成3年沖縄県訓令第30号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第60号

文化環境部

赤土等監視員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

赤土等監視員設置規程を廃止する訓令

赤土等監視員設置規程（平成8年沖縄県訓令第34号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第61号

農林水産部

沖縄県米穀等流通事務嘱託員設置規程を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県米穀等流通事務嘱託員設置規程

（設置）

第1条 米穀等の流通に関する相談に応ずるとともに、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に定める取引等の記録の作成及び保存並びに取引等に伴う産地情報の伝達の促進及び強化を図るため、農林水産部流通政策課に沖縄県米穀等流通事務嘱託員（以下「流通事務嘱託員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 流通事務嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 流通事務嘱託員は、農林水産部流通政策課長（以下「流通政策課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する相談、助言、苦情の処理及び調査に関すること。
- (2) 米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達について米穀事業者の理解を深めるための巡回指導、広報活動、講習会の開催その他の普及啓発に関すること。
- (3) その他流通政策課長が指示する事項に関すること。

（委嘱）

第4条 流通事務嘱託員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 前条に規定する業務を行うに必要な知識及び経験を有する者
- (2) その他知事が適当と認める者

（報酬等）

第5条 流通事務嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償

に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第6条 流通事務嘱託員の勤務場所は、農林水産部流通政策課とする。

2 流通事務嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、流通政策課長が定める。

3 流通事務嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

（服務）

第7条 流通事務嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 流通事務嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 流通事務嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 流通事務嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

（解嘱）

第8条 知事は、流通事務嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 流通事務嘱託員として不相当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

（補則）

第9条 この訓令に定めるもののほか、流通事務嘱託員に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
---	--